

善意銀行預託金 配分申請要領

港南区社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティア活動・市民活動の活性化をはかるため、平成29年度の善意銀行配分申請団体を募集します。

配分対象団体：以下のいずれかにあてはまる団体

- ①港南区内に活動拠点を有する本会の会員で、港南区内で福祉的
事業を行うボランティア等市民団体及び障害当事者団体ならび
に区域連絡組織
- ②港南区内に活動拠点を有する本会の会員団体で、障害者グルー
プホーム、地域活動支援センター、児童施設等福祉施設
- ③ボランティアセンター運営委員会が必要と認めた本会事業
- ④その他ボランティアセンター運営委員会が特に必要と認めた団
体の事業

配分対象事業：以下の全てにあてはまる事業

- ①申請団体の年間計画に基づいている事業
- ②営利を目的としない事業
- ③福祉的な啓発事業もしくは先駆的・開拓的な事業
- ④他の助成金配分を受けていない事業
- ⑤平成29年度に実施した（または実施予定の）事業

配分時期：平成30年2月下旬～3月中旬（本会HPで周知します）
（募集時期：平成29年12月24日～平成30年1月25日）

配分額：善意銀行の預託状況に応じます

- | | | |
|------------------|----|----------|
| ① 区域連絡会組織 | 上限 | ¥100,000 |
| ② 福祉施設等 | 上限 | ¥30,000 |
| ③ ボランティア・市民活動団体等 | 上限 | ¥30,000 |
| ④ 食事ボランティアグループ | 上限 | ¥40,000 |
| ⑤ 地区社協新規事業 | 上限 | ¥100,000 |
| ⑥ 地区社協新規の立ち上げ事業 | 上限 | ¥50,000 |

※①～⑤の各団体が行う事業についての配分額となります

申請方法：公募後、本会所定の申請書・当該事業の事業計画書・予算書に
『団体の規約・会則』を添えて提出してください

審査：事務局内審査後、ボランティアセンター運営委員会の最終審査
を経て決定します。場合によって当委員会にてプレゼンテーシ
ョンをお願いすることがあります。

☆ 注意事項 ☆

善意銀行配分につきましては、『事業』に対する配分金となっています。
その法人の運営・人件費等には充当できませんので、ご了承ください。
以下のことを充分お読みの上、申請してください

- ・ 基本的に新規団体・新規事業・先駆的な事業を優先します
- ・ 配分を受けた団体は当該事業終了後1ヶ月以内に配分使途報告書及び別添書類を提出してください
- ・ 提出される写真については事業公表等に使用させていただきます。
- ・ 申請受付後、代表者等構成員の大幅な変更があったにもかかわらず、本会に連絡を行わなかった場合は配分決定が取り消される場合もあります
- ・ 配分金を人件費等運営費・事務費には充当できません
(事業費としての物品購入費には活用できます。)
- ・ 団体として市・区の委託・補助金を受けていても、当該事業に補助を受けていない場合は申請できます

☆ 配分除外 ☆

以下に該当する事業は配分対象外です

- ① こうなんふれあい助成金対象事業
- ② 当該事業で市・区の委託や補助を受けている事業
- ③ 当該事業で本会の他の助成金を受けている事業（共同募金配分金等）
- ④介護保険・障害者自立支援法の対象事業

配分に関するご質問・お問い合わせは・・・

社会福祉法人 横浜市港南区社会福祉協議会

電話 841-0256/FAX 846-4117

Eメール info@kounan-shakyo.jp

までお問い合わせください

(担当：大年、飯田)

平成29年度 善意銀行配分申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人
横浜市港南区社会福祉協議会会長

住 所 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____ ⑩

電話番号 _____

〒 _____

但し、平成29年度善意銀行の配分金として上記のとおり
申請いたします。

なお、配分の用途については、

_____ とします。

(添付書類)

- ①当該事業の事業計画書 (別添1)
- ②当該事業の収支予算書 (別添2)
- ③団体規約及び会則

(別添1)

善意銀行配分事業計画書 (当該事業)

①事業名	
②事業内容	
③事業のねらい及び期待される効果	

(別添2)

善意銀行配分事業収支予算書

<収入>

科 目	予 算 額	説 明 (内訳・算出根拠等)
善意銀行配分金	¥ _____	
合 計 ①	¥ _____	

<支出>

科 目	予 算 額	説 明 (内訳・算出根拠等)
合 計 ②	¥ _____	

差 引 (①-②)	¥ 0 _____	
--------------	-----------	--

※収入の合計額と支出の合計額は同額となります。(差引¥0)